

●8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

コメント案ー1

○2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

「基本的な考え方」8-2に、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」とあるが、高齢者が抱える課題、障害者が抱える課題、外国人が抱える課題はそれぞれ異なる背景をもつ課題であり、一括すべきではない。

障害者の課題のなかに、「女性である障害者は障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意」することが明確に記された点は評価できる。また、障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実を図ることが示された点についても評価したい。

ただし、第3次男女共同参画基本計画の第8分野（2）で、「男女の平等」を含む上記条約（補記・障害者権利条約）の原則を十分に踏まえるとともに、男女別の統計情報の充実等についても検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮することが明記されたにも関わらず、計画期間が終わろうとしている現在でも、障害者に係る分野の統計には男女別の統計が含まれていないことが多く、十分な検討が進んできたとはいえない状況が続いている。このことは、平成24年7月に男女共同参画会議・監視専門調査会から出された「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見」のなかでも「障害者や高等学校中途退学者等についての男女別の統計情報が現状では未整備である（7p）」として、問題があることが指摘されている。

しかし、今回示された「3次計画の達成状況・評価」には、こうした問題点は書かれておらず、問題点の認識が不十分ではないか。

障害があり女性であるという複合的に困難な状況に置かれている女性たちが、現状でどのような状況にあるのかを統計データで明らかにする作業は、施策の立案や実施のためにも不可欠のことであり、そうした基礎的なデータが不足していることを大きな問題として認識すべきだ。

そうしたことから、第4次男女共同参画基本計画では、確実に「障害者の性別等の観点に留意して、情報・データの充実」が図られるために何が必要なのかを明確にすべきだ。そのためには、現状で障害者に係る統計データのなかで、男女別の統計情報が出されていないものを洗い出し、男女別統計を出すためにどのような課題があるのかを明確にし、いつまでに男女別統計を出すのかを計画をたてて実行していくといった道筋を示すことが必要だ。計画では、そうした具体的で実行力のある記述を求めたい。

コメント案ー2

○2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第3次男女共同参画基本計画で、障害者の自立を容易にするための環境整備として、「子育てをする障害のある女性に対しての支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの関わりに関する知識等を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースのあること等の問題が指摘されている。子育てをする障害のある女性への理解や、支援に何が必要なのかについて地域での理解を深めるための取組を行う」ことが書かれた。

第4次男女共同参画基本計画素案 パブコメ案（障害分野：瀬山@DPI 女性障害者ネットワーク）

「子育てをする障害のある女性」の課題への焦点化は、それまでの計画を通して初めてなされたものであり評価できる。しかし、計画段階でも、「支援の仕組みの不十分さ」と、「子育てに関する知識習得機会の確保が困難」という点については解決の方向性が示されず、「周囲の理解」に解決を求めている点で不十分なものだったといえる。また、この点について、計画期間中には進展がみられなかった。子育てをする障害のある女性の困難は続いており、子育てをする障害のある女性に対する介助派遣制度を含めた支援制度の強化や、さまざまな障害がある女性が参加できる情報保障の体制が整った、知識習得機会の確保などが必要だ。ただし、「子育てをする障害のある女性」への焦点化は、子育てを女性の役割とする従来型の性別役割分業を想起させるという点にも注意が必要であるため、施策は女性限定にすべきではなく、男性を含めた子育てをする障害のある人への支援策として検討されるべきだ。

コメント案ー3

○2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第3次計画で、障害の課題が数値目標にも示されたが、示された目標は、民間企業における障害者の実雇用率を、2010年6月の1.68%から、10年後の2020年に1.8%にするというもので、計画の理念に示されていたような障害がある人たちの課題のなかにある複合的な差別を解消する方策を示すものにはなっていなかった。また達成目標とされた障害者実雇用率1.8%という数値は、すでに現在、障害者雇用率制度で、民間企業に求められている障害者雇用率の数値であり、10年かけて達成する目標数値としてふさわしいものではなかった。

今回示された第4次男女共同参画計画素案でも、一般的な障害者施策が列記されており、今後計画が作られていく際には、第3次計画と同様に、数値目標もそうした一般的な障害者施策から抜き出される可能性があると思われる。その際、男女共同参画基本計画のなかで示すべき数値目標は、あくまで、障害者施策のなかにある性別の課題を洗い出し、是正していくためのものとされるべきではないか。その一つが、障害者施策で示される統計データ等の性別集計の不在という課題だ。障害者施策に係る統計には、現在でも性別統計が不在のものが多く残されており、障害がある女性が受ける複合差別の現状についての把握が困難であることが繰り返し指摘されている。

こうした現状を踏まえて、障害者の課題を数値目標とする際には、障害者に係る統計データのなかで性別集計がなされていない統計を計画期間中になくすといった明確な目標を立てるべきだ。

●7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○目標に、第3次基本計画に引き続き、「被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である」と明記されている点の評価する。ただし、この視点からの取り組みが示されておらず、実際に障害がある被害者が、配偶者等からの暴力を受けた際に、どのような配慮を受けることができるのかわからない。障害がある人のなかには、視覚や聴覚の障害があり、印刷された紙媒体のみの情報では受け取りや発信ができない人や、電話での相談が受けられない人もおり、そうした人に対する別な手段での相談支援が標準的に整備されることが必要だ。

また、家族や介助者による介助を受けて地域生活をしている人が暴力被害を受けた場合、相談支援先や避難先で、継続した介助を必要とすることも想定される。その場合の介助者派遣の仕組みも検討・実施されるべきだ。同様に、通訳者を要する人が被害者となった場合の通訳者派遣についても考えられるべきだ。障害者が被害者となっ

第4次男女共同参画基本計画素案 パブコメ案（障害分野：瀬山@DPI 女性障害者ネットワーク）

た場合、配偶者暴力相談や女性相談の窓口から、障害者の専門相談にまわされてしまうこともあるが、各地域の障害者専門相談は、地域の障害者団体等が委託を受けて実施している場合もあり、配偶者暴力や女性支援の専門性は有しておらず、かつ、被害者にとっては安全とはいえない相談先である可能性も高く、それらが受け入れ先となることは望ましいかたちとは言えない。

こうしたことから配偶者暴力相談や女性相談の窓口が、標準的に障害者の受け入れを想定した受け入れ態勢を整えるべきだ。また、そもそも障害がある人には、DV やその相談窓口に関する基本的な情報が届けられにくいことを念頭に、障害当事者に DV やその相談窓口についての情報を届ける工夫をすべきだ。また、配偶者暴力相談や女性相談にあたる人が、障害がある被害者に適切な対応をすることができるよう当事者を交えた研修等を実施することも明記すべきだ。

●11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

○目標に、「性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である」、また「「仙台防災枠組 2015-2030」は、性別、年齢、障害の有無、文化的側面をすべての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別等により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている」と明記された点は評価する。しかし、取り組みのなかには、障害の有無についての言及がなされていない。

たとえば、「イ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入」のなかで、「① 各種の復興施策の実施に際して、女性を始めとする多様な住民の意見を反映させることができるよう、被災地の地方公共団体等を支援する。地方公共団体に対しては、女性を始め、多様な住民等の意見を反映できるよう、地域の住民ニーズや地域の課題等を把握することを要請する。」とあるが、ここに、「女性や子ども、高齢者、障害者始めとする多様な住民の意見を反映させることができるよう」といったかたちで、「性別・年齢・障害の有無」それぞれに言及するような書き方はできないだろうか。実際に、そうした「多様な立場」の人の意見が反映されなければ、地域で現に暮らしている多様な住民にとって暮らしやすい地域は実現しない。

●10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

○第3次計画の具体的な取り組みとして、「多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会」の充実とあるが、こうした取り組みがすべての人を対象としてきたとはいえない。

特に、障害女性は、「主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるようにする」教育を受けることができていない。第4次計画のなかには、学習機会を確保するための前提となる合理的配慮を整える仕組みが必要なこと、特に障害女性のようにこうした機会を得ることが困難な立場に置かれる可能性がある集団が、きちんと機会をもてるようにすることが必要であることを明記すべきだ。

また、教育機関のなかで人権教育等の一環として行われている障害者問題に関する啓発講座が、逆に、障害者を援助される対象として伝えてしまい、障害者についての固定観念や偏見を広めるきっかけになっているともいえる。多様な選択を可能にする教育のなかでは、障害者についての固定的イメージや偏見をなくしていくような教育がおこなわれる必要がある。